

参考資料2	大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学物質対策部会（第7回）
平成 1 9 年 3 月 2 7 日	

「生活環境の保全等に関する条例」新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例</p>	<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例</p>
<p>平成六年三月二十三日 大阪府条例第六号</p>	<p>平成六年三月二十三日 大阪府条例第六号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第一章（第五章）（略）</p>	<p>第一章（第五章）（略）</p>
<p>第六章 化学物質の適正な管理（第八十一条の二十二）</p>	<p>第六章 騒音及び振動に関する規制等</p>
<p>第八十一条の三十一）</p>	<p>第一節（第六節）（略）</p>
<p>第七章 騒音及び振動に関する規制等</p>	<p>第七章 雑則（第百三十二条 第百十一条）</p>
<p>第一節（第六節）（略）</p>	<p>第八章 罰則（第百二十二条 第百十七条）</p>
<p>第八章 雑則（第百三十二条 第百十一条）</p>	<p>附則</p>
<p>第九章 罰則（第百二十二条 第百十八条）</p>	<p>第一章（第二章）（略）</p>
<p>附則</p>	<p>第三章 大気の実全に関する規制等</p>
<p>第一章（第二章）（略）</p>	<p>第一節 ばい煙等の排出の規制等</p>
<p>第三章 大気の実全に関する規制等</p>	<p>第一節 ばい煙等の排出の規制等</p>
<p>第一節 ばい煙等の排出の規制等</p>	<p>（用語）</p>
<p>第十七条 この節において、「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。</p>	<p>第十七条 この節において、「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。</p>
<p>一 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん</p>	<p>一 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん</p>
<p>二 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの</p>	<p>二 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの</p>
<p>2] この節、第四十五条、第四十六条及び第百五条第一項において、「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として規則で定める物質を除く。）をいう。</p>	<p>三 物の製造若しくは加工、保管又は受入れ若しくは出荷に伴い発生する気体状の有機化合物</p>
<p>3] この節において、「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。</p>	<p>4] この節において、「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。</p>
<p>4] この節において、「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。</p>	<p>4] この節において、「届出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙又は粉じん（以下、「ばい煙等」という。）を発生し、及び排出し、又は飛散させるものうち、その施設から排出され、又は飛散するばい煙等が大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。</p>
<p>5] この節において、「届出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙、揮発性有機化合物又は粉じん（以下、「ばい煙等」という。）を発生し、及び排出し、又は飛散させるものうち、その施設から排出され、又は飛散するばい煙等が大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。</p>	<p>4] この節において、「届出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙又は粉じん（以下、「ばい煙等」という。）を発生し、及び排出し、又は飛散させるものうち、その施設から排出され、又は飛散するばい煙等が大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。</p>

改正案	現行
<p>61 この節において「届出工場等」とは、揮発性有機化合物を発生し、及び排出する工場又は事業場のうち、その工場又は事業場から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。</p> <p>(規制基準) 第十八条 (略)</p> <p>2 届出施設に係る前項の規制基準は、前条第一項第一号のばいじん(以下「ばいじん」という。)にあつては第一号、同項第二号に規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)にあつては第二号又は第三号、揮発性有機化合物にあつては第四号又は第五号、特定粉じんにあつては第六号、第七号又は第八号、一般粉じんにあつては第九号に掲げる許容限度又は基準とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 揮発性有機化合物に係る届出施設(次号の規則で定める揮発性有機化合物に係る届出施設を除く。)の設備及び構造並びに使用及び管理について、施設の種類のごとに定める基準</p> <p>五 揮発性有機化合物に係る届出施設で規則で定めるものの設備及び構造並びに使用及び管理について、施設の種類のごとに定める基準又は当該施設において使用される原料に含まれる物質で揮発性有機化合物の発生の原因となるものの当該原料中の含有率について、施設の種類及び用途ごとに定める許容限度</p> <p>六 九 (略)</p> <p>3 届出工場等に係る第一項の規制基準は、揮発性有機化合物を発生し、及び排出する施設で規則で定めるもの(以下「指定揮発性有機化合物発生施設」という。)において発生し、大気中に排出される揮発性有機化合物の合計量について定める許容限度とする。</p> <p>(届出施設等の設置の届出) 第十九条 (略)</p> <p>第二十条 揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、届出工場等の設置(工場又は事業場に指定揮発性有機化合物発生施設を設置し、又はその種類の数、構造等を変更することにより届出工場等となる場合を含む。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 指定揮発性有機化合物発生施設の種類ごとの数</p> <p>四 指定揮発性有機化合物発生施設の構造</p> <p>五 指定揮発性有機化合物発生施設の使用の方法</p> <p>六 揮発性有機化合物の処理の方法</p> <p>2 前項の規定による届出には、指定揮発性有機化合物発生施設の設置場所、揮発性有機化合物の排出の方法その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。</p>	<p>51 この節において「届出工場等」とは、第一項第三号の気体状の有機化合物(以下「炭化水素類」という。)を発生し、及び排出する工場又は事業場のうち、その工場又は事業場から排出される炭化水素類が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。</p> <p>(規制基準) 第十八条 (略)</p> <p>2 届出施設に係る前項の規制基準は、前条第一項第一号のばいじん(以下「ばいじん」という。)にあつては第一号、同項第二号に規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)にあつては第二号又は第三号、炭化水素類にあつては第四号又は第五号、特定粉じんにあつては第六号、第七号又は第八号、一般粉じんにあつては第九号に掲げる許容限度又は基準とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 炭化水素類に係る届出施設(次号の規則で定める炭化水素類に係る届出施設を除く。)の設備及び構造並びに使用及び管理について、施設の種類のごとに定める基準</p> <p>五 炭化水素類に係る届出施設で規則で定めるものの設備及び構造並びに使用及び管理について、施設の種類のごとに定める基準又は当該施設において使用される原料に含まれる物質で炭化水素類の発生の原因となるものの当該原料中の含有率について、施設の種類及び用途ごとに定める許容限度</p> <p>六 九 (略)</p> <p>3 届出工場等に係る第一項の規制基準は、炭化水素類を発生し、及び排出する施設で規則で定めるもの(以下「指定炭化水素類発生施設」という。)において発生し、大気中に排出される炭化水素類の合計量について定める許容限度とする。</p> <p>(届出施設等の設置の届出) 第十九条 (略)</p> <p>第二十条 炭化水素類を大気中に排出する者は、届出工場等の設置(工場又は事業場に指定炭化水素類発生施設を設置し、又はその種類の数、構造等を変更することにより届出工場等となる場合を含む。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 指定炭化水素類発生施設の種類ごとの数</p> <p>四 指定炭化水素類発生施設の構造</p> <p>五 指定炭化水素類発生施設の使用の方法</p> <p>六 炭化水素類の処理の方法</p> <p>2 前項の規定による届出には、指定炭化水素類発生施設の設置場所、炭化水素類の排出の方法その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>(経過措置) 第二十一条 (略)</p> <p>第二十二條 第十七條第六項の規則又はこれを改正する規則の施行に伴い、新たに届出工場等となる工場又は事業場を当該規則の施行の際現に設置している者(設置(工場又は事業場に指定揮発性有機化合物発生施設を設置し、又はその種類ごとの数、構造等を変更することにより当該届出工場等となる場合を含む。))の工事をしている者を含む。第三十六條第二項(第三十八條第二項において準用する場合を含む。))において同じ。))で揮発性有機化合物を大気中に排出するものは、当該工場又は事業場が届出工場等となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、第二十条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十三條 第二十四條 (略)</p> <p>(計画変更命令等) 第二十五條 知事は、第十九條第一項又は第二十三條第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項(ばい煙、揮発性有機化合物又は特定粉じんに係る事項に限る。))の内容が届出施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る届出施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法若しくはばい煙、揮発性有機化合物若しくは特定粉じんの処理等の方法に関する計画の変更(第二十三條第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。))又は第十九條第一項の規定による届出に係る届出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p> <p>第二十六條 知事は、第二十条第一項又は第二十四條第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項の内容が届出工場等に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該届出工場等における揮発性有機化合物の処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(実施の制限) 第二十七條 第十九條第一項の規定による届出をした者又は第二十三條第一項の規定による届出をした者で、ばい煙、揮発性有機化合物又は特定粉じんに係る事項の届出をしたものは、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る届出施設を設置し、又はその届出に係る届出施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法若しくはばい煙、揮発性有機化合物若しくは特定粉じんの処理等の方法の変更をしてはならない。</p>	<p>(経過措置) 第二十一条 (略)</p> <p>第二十二條 第十七條第五項の規則又はこれを改正する規則の施行に伴い、新たに届出工場等となる工場又は事業場を当該規則の施行の際現に設置している者(設置(工場又は事業場に指定炭化水素類発生施設を設置し、又はその種類ごとの数、構造等を変更することにより当該届出工場等となる場合を含む。))の工事をしている者を含む。第三十六條第二項(第三十八條第二項において準用する場合を含む。))において同じ。))で炭化水素類を大気中に排出するものは、当該工場又は事業場が届出工場等となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、第二十条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十三條 第二十四條 (略)</p> <p>(計画変更命令等) 第二十五條 知事は、第十九條第一項又は第二十三條第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項(ばい煙又は特定粉じんに係る事項に限る。))の内容が届出施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る届出施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法若しくはばい煙若しくは特定粉じんの処理等の方法に関する計画の変更(第二十三條第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。))又は第十九條第一項の規定による届出に係る届出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p> <p>第二十六條 知事は、第二十条第一項又は第二十四條第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項の内容が届出工場等に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該届出工場等における炭化水素類の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>(実施の制限) 第二十七條 第十九條第一項の規定による届出をした者又は第二十三條第一項の規定による届出をした者で、ばい煙又は特定粉じんに係る事項の届出をしたものは、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る届出施設を設置し、又はその届出に係る届出施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法若しくはばい煙若しくは特定粉じんの処理等の方法の変更をしてはならない。</p>

改正案	現行
<p>第二十八条 第二十条第一項の規定による届出をした者又は第二十四条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る届出工場等を設置し、又はその届出に係る届出工場等に設置している指定揮発性有機化合物発生施設の種類ごとの数若しくは構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法の変更をしてはならない。</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>(氏名の変更等の届出)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>第三十一条 第二十条第一項又は第二十二条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき又はその届出に係る届出工場等の使用を廃止したとき(当該届出工場等に設置している指定揮発性有機化合物発生施設の一部若しくは全部を廃止し、又はその種類ごとの数、構造等を変更することにより届出工場等でなくなったときを含む。)は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>第三十二条(略)第三十四条 (略)</p> <p>(ばい煙等の排出の制限等)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ばい煙等排出者で揮発性有機化合物又は一般粉じんを排出し、又は飛散させるものは、届出施設に係る規制基準を遵守しなければならない。</p> <p>4 5 (略)</p> <p>第三十六条 届出工場等に設置されている指定揮発性有機化合物発生施設において発生する揮発性有機化合物を大気中に排出する者(以下「揮発性有機化合物排出者」という。)は、届出工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第十七条第六項の規則又はこれを改正する規則の施行に伴い、新たに届出工場等となる工場又は事業場を当該規則の施行の際現に設置している者の当該工場又は事業場において発生し、大気中に排出される揮発性有機化合物については、当該工場又は事業場が届出工場等となった日から六月間(当該工場又は事業場が規則で定める工場又は事業場である場合)は、規則で定める期間)は、適用しない。</p>	<p>第二十八条 第二十条第一項の規定による届出をした者又は第二十四条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る届出工場等を設置し、又はその届出に係る届出工場等に設置している指定炭化水素発生施設の種類ごとの数若しくは構造若しくは使用の方法若しくは炭化水素類の処理の方法の変更をしてはならない。</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>(氏名の変更等の届出)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>第三十一条 第二十条第一項又は第二十二条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき又はその届出に係る届出工場等の使用を廃止したとき(当該届出工場等に設置している指定炭化水素発生施設の一部若しくは全部を廃止し、又はその種類ごとの数、構造等を変更することにより届出工場等でなくなったときを含む。)は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>第三十二条(略)第三十四条 (略)</p> <p>(ばい煙等の排出の制限等)</p> <p>第三十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ばい煙等排出者で炭化水素類又は一般粉じんを排出し、又は飛散させるものは、届出施設に係る規制基準を遵守しなければならない。</p> <p>4 5 (略)</p> <p>第三十六条 届出工場等に設置されている指定炭化水素発生施設において発生する炭化水素類を大気中に排出する者(以下「炭化水素類排出者」という。)は、届出工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第十七条第五項の規則又はこれを改正する規則の施行に伴い、新たに届出工場等となる工場又は事業場を当該規則の施行の際現に設置している者の当該工場又は事業場において発生し、大気中に排出される炭化水素類については、当該工場又は事業場が届出工場等となった日から六月間(当該工場又は事業場が規則で定める工場又は事業場である場合)は、規則で定める期間)は、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>(改善命令等) 第三十七条 (略)</p> <p>2 知事は、ばい煙等排出者で指定有害物質、揮発性有機化合物又は指定特定粉じんを排出し、又は飛散させるものが、届出施設に係る規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該届出施設について当該規制基準に従うべきことを命じ、又は当該届出施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第三十八条 知事は、揮発性有機化合物排出者が届出工場等に係る規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて揮発性有機化合物の処理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>(届出施設に係る使用及び管理の状況等の記録) 第三十九条の二 ばい煙等排出者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該届出施設に係る使用及び管理の状況その他規則で定める事項を記録しておかなければならない。</p> <p>(届出工場等に係る揮発性有機化合物の排出の合計量等の記録) 第三十九条の三 揮発性有機化合物排出者は、規則で定めるところにより、当該届出工場等に設置されている指定揮発性有機化合物排出施設において発生し、大気中に排出される揮発性有機化合物の合計量その他規則で定める事項を、記録しておかなければならない。</p> <p>(燃料用ガソリンの移送に係る揮発性有機化合物の排出の抑制) 第三十九条の四 府の区域に設けられた燃料小売業(燃料用ガソリンに係るものに限る。以下同じ。)を営む者の営業所においてタンクローリー(当該営業所の地下タンクの通気管に設置された蒸気返還設備からタンクローリーに燃料用ガソリンの蒸気を移送するための接続設備(以下「接続設備」といふ。))が設置されているものに限る。(から当該地下タンクに燃料用ガソリンを移送する者は、蒸気返還設備と接続設備とを接続して、燃料用ガソリンを移送しなければならない。ただし、当該地下タンクの通気管に蒸気返還設備が設置されていないときは、この限りでない。</p> <p>2 府の区域に設けられた燃料小売業を営む者の営業所にタンクローリーを使用して燃料用ガソリンを販売し、又は運搬する者は、接続設備が設置されているタンクローリーを使用して燃料用ガソリンを運搬しなければならない。ただし、当該営業所の地下タンクの通気管に蒸気返還設備が設置されていないときは、この限りでない。</p>	<p>(改善命令等) 第三十七条 (略)</p> <p>2 知事は、ばい煙等排出者で指定有害物質、炭化水素類又は指定特定粉じんを排出し、又は飛散させるものが、届出施設に係る規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該届出施設について当該規制基準に従うべきことを命じ、又は当該届出施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第三十八条 知事は、炭化水素類排出者が届出工場等に係る規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて炭化水素類の処理の方法の改善その他の必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十九条 (略)</p>

改正案	現行
<p>(措置命令)</p> <p>第三十九条の五 知事は、燃料用ガソリンを移送する者が前条第一項の規定に違反していると認めるときは、当該者に対し、同項の規定による燃料用ガソリンの移送をすることを命ずることができる。</p> <p>2 知事は、燃料用ガソリンを販売し、又は運搬する者が前条第二項の規定に違反していると認めるときは、当該者に対し、同項の規定による燃料用ガソリンの運搬をすることを命ずることができる。</p> <p>(建築物等の塗装の工事での低溶剤塗料の使用)</p> <p>第三十九条の六 建築物その他の施設(以下「建築物等」という。)の塗装の工事(屋内のみで行われるものを除く。以下「塗装の工事」という。)の発注者(工事)他の者から請け負ったものを除く。(の注文者をいう。以下同じ。)は、塗装の工事の設計者又は施工者に対し、塗装の工事に使用する塗料について、揮発性有機化合物の含有量の少ない塗料(揮発性有機化合物を含有しない塗料を含む。以下「低溶剤塗料」という。)の使用を指示するよう努めなければならない。</p> <p>2 建築物等の塗装の工事の設計者又は施工者は、塗装の工事に使用する塗料について、低溶剤塗料を使用するよう努めなければならない。</p> <p>3 知事は、別に定めるところにより、建築物等の塗装の工事の施工の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>(事業者等への情報の提供)</p> <p>第四十条 知事は、事業者又は府民の事業活動又は日常生活における揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に資するよう揮発性有機化合物の使用量の少ない製品の情報その他の情報を収集し、及び提供するものとする。</p> <p>第二節 建築物等の解体等に係る石綿の排出等の規制等</p> <p>(用語)</p> <p>第四十条の二 この節及び第百五条第三項において、「石綿排出等作業」とは、石綿を発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの(以下「石綿含有建築材料」という。)が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。</p> <p>2 この節及び第百五条第三項において、「特定排出等工事」とは、石綿排出等作業を伴う建設工事をいう。</p> <p>第四十条の三 第四十条の七 (略)</p>	<p>(化学物質の適正管理)</p> <p>第四十条 知事は、人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがあると認める化学物質を指定し、その大気中への排出を抑制するための適正な管理に係る指針を定めるものとする。</p> <p>2 前項の化学物質を製造し、又は使用する事業者は、大気中への排出を抑制するため、前項の指針に基づき、これを適正に管理しなければならない。</p> <p>第二節 建築物等の解体等に係る石綿の排出等の規制等</p> <p>(用語)</p> <p>第四十条の二 この節及び第百五条第二項において、「石綿排出等作業」とは、石綿を発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの(以下「石綿含有建築材料」という。)が使用されている建築物その他の施設(以下「建築物等」という。)を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する石綿が大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。</p> <p>2 この節及び第百五条第二項において、「特定排出等工事」とは、石綿排出等作業を伴う建設工事をいう。</p> <p>第四十条の三 第四十条の七 (略)</p>

改正案	現行
<p>(大気汚染防止法に基づく届出に係る石綿濃度の測定計画の届出) 第四十条の八 大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、前条第一項第七号に掲げる事項を併せて知事に届け出なければならない。</p>	<p>(大気汚染防止法に基づく届出に係る石綿濃度の測定計画の届出) 第四十条の八 大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、前条第一項第七号に掲げる事項を併せて知事に届け出なければならない。</p>
<p>第四十条の九、第四十条の十一 (略) (石綿の濃度の測定) 第四十条の十二 特定排出等工事を施工する者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p>	<p>第四十条の九、第四十条の十一 (略) (石綿の濃度の測定) 第四十条の十二 第四十条の七第一項若しくは第二項又は第四十条の八の規定による届出をした者で、規則で定めるものは、規則で定めるところにより、石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。</p>
<p>(発注者等の配慮) 第四十条の十三 建築物等の解体、改造又は補修の工事の発注者は、その発注に当たり、設計図書を提供その他の当該工事に係る建築物等における石綿含有建築材料の使用の状況に関する情報の提供に努めなければならない。</p>	<p>(発注者等の配慮) 第四十条の十三 建築物等の解体、改造又は補修の工事の発注者(当該工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいう。)は、その発注に当たり、設計図書の提供その他の当該工事に係る建築物等における石綿含有建築材料の使用の状況に関する情報の提供に努めなければならない。</p>
<p>2 (略) 第三節 (略)</p>	<p>2 (略) 第三節 (略)</p>
<p>第四節 大気汚染の状況の監視等 第四十四条 (略)</p>	<p>第四節 大気汚染の状況の監視等 第四十四条 (略)</p>
<p>(大気汚染の予報等) 第四十五条 知事は、規則で定める物質(以下「指定物質」という。)による大気汚染が著しくなるおそれがあると認めるときは、その旨を一般に予報するとともに、大気汚染防止法第二十一条第一項に規定するばい煙(以下「法定ばい煙」という。)若しくは揮発性有機化合物を排出する者又は自動車の使用者若しくは運転者で当該大気汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、同法第二十三条第一項に規定する事態で指定物質に係るもの発生に備えて必要な措置をとるものとする。</p>	<p>(大気汚染の予報等) 第四十五条 知事は、規則で定める物質(以下「指定物質」という。)による大気汚染が著しくなるおそれがあると認めるときは、その旨を一般に予報するとともに、大気汚染防止法第二十一条第一項に規定するばい煙(以下「法定ばい煙」という。)を排出する者又は自動車の使用者若しくは運転者で当該大気汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、同法第二十三条第一項に規定する事態で指定物質に係るもの発生に備えて必要な措置をとるものとする。</p>

改正案	現行
<p>(緊急時の措置) 第四十六条 知事は、指定物質による大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、法定ばい煙若しくは揮発性有機化合物を排出する者又は自動車の使用若しくは運転者で当該大気汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、法定ばい煙若しくは揮発性有機化合物の排出量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。</p> <p>2 知事は、大気汚染防止法第二十三条第一項に規定する事態で指定物質に係るもの又は前項に規定する事態が発生した場合において、同法第二十三条第一項又は前項に規定する措置によってはその事態を改善することが困難であると認めるときは、法定ばい煙又は揮発性有機化合物を排出する者で規則で定めるものに対し、法定ばい煙又は揮発性有機化合物の排出量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>第五節 (略)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>第五章 地盤環境の保全に関する規制等</p> <p>第一節 地盤の沈下の防止に関する規制</p> <p>(用語) 第六十九条 この節(第七十六条を除く。)において「揚水設備」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が六平方センチメートルを超えるものをいう。</p> <p>第七十条、第七十六条 (略)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第三節 土壤汚染に関する規制等</p> <p>(用語) 第八十一条の二 (略) 2、3 (略)</p>	<p>(緊急時の措置) 第四十六条 知事は、指定物質による大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、法定ばい煙を排出する者又は自動車の使用者若しくは運転者で当該大気汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、法定ばい煙の排出量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。</p> <p>2 知事は、大気汚染防止法第二十三条第一項に規定する事態で指定物質に係るもの又は前項に規定する事態が発生した場合において、同法第二十三条第一項又は前項に規定する措置によってはその事態を改善することが困難であると認めるときは、法定ばい煙を排出する者で規則で定めるものに対し、法定ばい煙の排出量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>第五節 (略)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>第五章 地盤環境の保全に関する規制等</p> <p>第一節 地盤の沈下の防止に関する規制</p> <p>(用語) 第六十九条 この節において「揚水設備」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が六平方センチメートルを超えるものをいう。</p> <p>第七十条、第七十六条 (略)</p> <p>第二節 (略)</p> <p>第三節 土壤汚染に関する規制等</p> <p>(用語) 第八十一条の二 (略) 2、3 (略)</p>

改正案	現行
<p>4 この節及び第百五条第四項において「土壌汚染状況調査」とは、第八十一条の四第二項及び第三項、第八十一条の五並びに第八十一条の六第一項の土壌の特定有害物質及びダイオキシン類(以下これらを「管理有害物質」という。)による汚染の状況の調査をいう。</p> <p>第八十一条の三、第八十一条の二十一 (略)</p> <p>第六章 化学物質の適正な管理</p> <p>(用語)</p> <p>第八十一条の二十二 この章において「化学物質」とは、元素及び化合物(それぞれ放射性物質を除く。)をいう。</p> <p>2 この章において「第一種管理化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号。以下この章において「化学物質排出把握管理促進法」という。)(第二条第二項に規定する第一種指定化学物質及び次の各号のいずれかに該当する化学物質)(第一号又は第二号に該当する化学物質にあつては、発がん性若しくは変異原性を有するもの、自然的作用による化学的变化を生じにくいもの又は生物の体内に蓄積されやすいものに限る。)(で規則で定めるものをいふ。</p> <p>一 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。</p> <p>二 当該化学物質が前号に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。</p> <p>三 当該化学物質が浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因となるものであること。</p> <p>3 この章において「第二種管理化学物質」とは、化学物質排出把握管理促進法第二条第三項に規定する第一種指定化学物質及び前項第一号若しくは第二号に該当する化学物質(発がん性若しくは変異原性を有するもの、自然的作用による化学的变化を生じにくいもの又は生物の体内に蓄積されやすいものを除く。)(又は生活環境への影響を生じるおそれのある化学物質で規則で定めるものをいふ。</p> <p>4 この章において「第一種管理化学物質取扱事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、規則で定める業種に属する事業を営むものであつて当該事業者による第一種管理化学物質の取扱量等を勘案して規則で定める要件に該当するものをいふ。</p> <p>一 第一種管理化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種管理化学物質又は第一種管理化学物質を含有する製品であつて規則で定める要件に該当するもの(以下「第一種管理化学物質等」という。)(を使用する者その他業として第一種管理化学物質等を取り扱つ者</p>	<p>4 この節及び第百五条第三項において「土壌汚染状況調査」とは、第八十一条の四第二項及び第三項、第八十一条の五並びに第八十一条の六第一項の土壌の特定有害物質及びダイオキシン類(以下これらを「管理有害物質」という。)による汚染の状況の調査をいう。</p> <p>第八十一条の三、第八十一条の二十一 (略)</p>

改正案	現行
<p>二 前号に掲げる者以外の者であつて、事業活動に伴つて付随的に第一種管理化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者</p> <p>5) この章及び第百五条第一項において、「管理化学物質取扱事業者」とは、前項各号のいずれかに該当する事業者及び第二種管理化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種管理化学物質又は第二種管理化学物質を含有する製品であつて規則で定める要件に該当するもの（以下「第二種管理化学物質等」という。）を使用する者その他業として第二種管理化学物質等を取り扱う者をいう。</p> <p>（化学物質適正管理指針） 第八十一条の二十三 知事は、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、化学物質の物理的・化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、管理化学物質取扱事業者が講ずべき第一種管理化学物質等及び第二種管理化学物質等（以下「管理化学物質等」という。）の適正な管理に係る措置に関する指針（以下この章において「化学物質適正管理指針」という。）を定め、公表するものとする。</p> <p>2) 化学物質適正管理指針においては、次の事項を定めるものとする。</p> <p>一 管理化学物質等の管理の方法に関する事項</p> <p>二 管理化学物質等の使用の合理化に関する事項</p> <p>三 相当量の管理化学物質等の大気中若しくは公共用水域への排出又は地下浸透により、人の健康若しくは生活環境に係る被害が生じ、若しくは生ずるおそれがあり、又は動植物の生息若しくは生育に支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあるため、緊急に対処を要する事態（以下この章において「緊急事態」という。）の発生の未然防止及び発生した緊急事態への対処に関する事項</p> <p>四 管理化学物質等の管理の状況に関する府民の理解の増進に関する事項</p> <p>3) 管理化学物質取扱事業者は、第一種管理化学物質及び第二種管理化学物質（以下「管理化学物質」という。）が人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、かつ、化学物質適正管理指針に留意して、管理化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する府民の理解を深めるよう努めなければならない。</p> <p>（化学物質管理計画書の作成及び届出） 第八十一条の二十四 管理化学物質取扱事業者は、事業所ごとに、化学物質適正管理指針に従い、管理化学物質等を適正に管理するための措置を定め、当該措置を記載した書類（以下この章において「化学物質管理計画書」という。）を作成し、おこななければならない。</p>	

改正案	現行
<p>2 第一種管理化学物質取扱事業者で規則で定めるものは、化学物質管理計画書を作成したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>(化学物質管理目標の決定等及び届出) 第八十一条の二十五 管理化学物質取扱事業者は、事業所ごとに、化学物質適正管理指針に従い、管理化学物質の管理に関する目標(以下この章において「化学物質管理目標」という。)を定めるとともに、当該化学物質管理目標の達成状況を把握しなければならない。</p> <p>2 第一種管理化学物質取扱事業者であつて前条第二項の規定により化学物質管理計画書を届けたものは、規則で定めるところにより、毎年度、化学物質管理目標、当該化学物質管理目標の達成状況その他規則で定める事項を、知事に届け出なければならない。</p> <p>(第一種管理化学物質の排出量等の把握及び届出) 第八十一条の二十六 第一種管理化学物質取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種管理化学物質の排出量(第一種管理化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種管理化学物質の量に基づき算出する方法その他の規則で定める方法により当該事業所において排出される第一種管理化学物質の量として算出する量をいう。)、移動量(その事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種管理化学物質の量として規則で定める方法により算出する量をいう。)、及び取扱量(その事業活動に係る第一種管理化学物質の製造量、使用量その他の取扱量として規則で定めるところにより算出する量をいう。次条において同じ。)(以下「排出量等」という。)を、規則で定めるところにより、把握しなければならない。</p> <p>2 第一種管理化学物質取扱事業者は、規則で定めるところにより、第一種管理化学物質及び事業所ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の第一種管理化学物質の排出量等に関し規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、化学物質排出把握管理促進法第五条第一項の規定により把握すべき事項又は同条第二項の規定により届け出るべき事項については、把握し、又は届け出ることを要しない。</p> <p>(届出事項の集計及びその結果の公表) 第八十一条の二十七 知事は、第八十一条の二十五第二項の規定により届け出られた化学物質管理目標及び前条第二項の規定により届け出られた排出量等(取扱量を除く。)に係る事項を、規則で定めるところにより集計し、その結果を公表するものとする。</p>	

改正案	現行
<p>(緊急事態の発生時における措置) 第八十一条の二十八 管理化学物質取扱事業者は、当該事業所において、施設の破損その他の事故により緊急事態が発生したときは、直ちに、引き続き当該緊急事態の除去、改善又は拡大の防止のための応急の措置を講じ、かつ、当該緊急事態の状況を知事に通報するとともに、速やかに、その講じた措置の概要その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、管理化学物質取扱事業者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 知事は、第一項の緊急事態が発生した場合において、当該緊急事態の再発を防止するため必要があると認めるときは、当該管理化学物質取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(緊急事態の発生時における情報の提供) 第八十一条の二十九 知事は、第八十一条の二十四第二項の規定による届出をした第一種管理化学物質取扱事業者の事業所において緊急事態が生じたときは、当該事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置していない市町村にあつては、市町村長)及び消防署長その他当該緊急事態の除去、改善又は拡大の防止のための活動を行う者に対し、化学物質管理計画書の情報を提供することができる。</p> <p>(管理化学物質に関する情報の提供) 第八十一条の三十 知事は、事業者が行う化学物質の管理の適正化を促進し、化学物質に関する府民の理解を深めるため、管理化学物質の性状及び生活環境への影響並びに府の区域における環境中の濃度その他の管理化学物質に関する情報を提供するものとする。</p> <p>(事業者間における情報の提供等) 第八十一条の三十一 管理化学物質取扱事業者は、管理化学物質等の性状及び取扱いに関する情報(第一種管理化学物質を含有する製品にあつては、当該製品の質量に対する第一種管理化学物質の質量の割合を含む。)その他の管理化学物質の適正管理に資する情報を収集し、次に掲げる者が管理化学物質を適正に取り扱うことができるよう当該情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。</p> <p>一 管理化学物質取扱事業者から管理化学物質等の譲渡又は提供を受ける事業者 二 管理化学物質取扱事業者から管理化学物質等の保管又は運搬の委託を受ける事業者 三 管理化学物質取扱事業者から管理化学物質等に係る施設の運転、点検又は補修の委託を受ける事業者 四 管理化学物質取扱事業者から管理化学物質を含有する廃棄物の処理の委託を受ける事業者</p>	<p>第七章 (略)</p> <p>第六章 (略)</p>

改正案	現行
<p>第八章 雑則</p> <p>(環境審議会への諮問) 第百三条 (略)</p> <p>一 第十七条第五項に規定する届出施設</p> <p>二 第十七条第六項に規定する届出工場等</p> <p>三 八 (略)</p> <p>九 第八十一条の二十二第二項に規定する第一種管理化学物質及び同条第三項に規定する第二種管理化学物質</p> <p>十 第八十二条第一項に規定する届出施設</p> <p>十一 第八十二条第二項に規定する特定建設作業</p> <p>十二 第八十四条の規制基準</p> <p>第百四条 (略)</p> <p>(報告及び検査) 第百五条 知事は、この条例(第三十九条の四、第三十九条の五、第三章第二節及び第五章第三節の規定を除く。)の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、揮発性有機化合物、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭(以下「汚染物質等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設若しくは管理化学物質等の排出、移動若しくは取扱いに係る施設の状態その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等し、若しくは管理化学物質等を排出等する施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>一 ばい煙等排出者又は揮発性有機化合物排出者</p> <p>二 七 (略)</p> <p>八 管理化学物質取扱事業者</p> <p>九 規制地域内において第八十二条第二項に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施工する者</p> <p>十 規制地域内において第八十五条の規則で定める工場又は事業場から騒音又は振動を発生させる者</p> <p>十一 第九十六条第一項から第三項までに規定する商業宣伝を目的として拡声機を使用する者</p> <p>十二 第九十七条の規定により音響機器の使用の制限を受ける者</p> <p>十三 第九十八条の規定により営業又は作業の制限を受ける者</p> <p>21 知事は、第三十九条の四及び第三十九条の五の規定の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、タンクローリーの接続設備の接続若しくは設置の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に当該燃料用ガソリンの移送の場所その他次に掲げる者の事務所に立ち入り、当該タンクローリーその他の物件を検査させることができる。</p> <p>一 第三十九条の四第一項の燃料用ガソリンを移送する者</p> <p>二 第三十九条の四第二項の燃料用ガソリンを販売し、又は運搬する者</p>	<p>第七章 雑則</p> <p>(環境審議会への諮問) 第百三条 (略)</p> <p>一 第十七条第四項に規定する届出施設</p> <p>二 第十七条第五項に規定する届出工場等</p> <p>三 八 (略)</p> <p>九 第八十二条第一項に規定する届出施設</p> <p>十 第八十二条第二項に規定する特定建設作業</p> <p>十一 第八十四条の規制基準</p> <p>第百四条 (略)</p> <p>(報告及び検査) 第百五条 知事は、この条例(第三章第二節及び第五章第三節の規定を除く。)の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動若しくは悪臭(以下「汚染物質等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、若しくは浸透させる施設の状態その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の工場若しくは事業場、建設工事の場所等に立ち入り、汚染物質等を発生等する施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>一 ばい煙等排出者又は炭化水素類排出者</p> <p>二 七 (略)</p> <p>八 規制地域内において第八十二条第二項に規定する特定建設作業を伴う建設工事を施工する者</p> <p>九 規制地域内において第八十五条の規則で定める工場又は事業場から騒音又は振動を発生させる者</p> <p>十 第九十六条第一項から第三項までに規定する商業宣伝を目的として拡声機を使用する者</p> <p>十一 第九十七条の規定により音響機器の使用の制限を受ける者</p> <p>十二 第九十八条の規定により営業又は作業の制限を受ける者</p>

改正案	現行
<p>3 知事は、第三章第二節の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、第四十条の三第一項の規定による調査若しくは石綿排出等作業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定排出等工事の場所その他次に掲げる者の事務所等に立ち入り、当該調査若しくは石綿排出等作業の実施状況を検査させることができる。</p> <p>一 第四十条の三第一項に規定する建設工事を施工し、又は施工した者</p> <p>二 特定排出等工事を施工し、又は施工した者</p> <p>4 知事は、第五章第三節の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質変更の実施状況を検査させることができる。</p> <p>一 土壌汚染状況調査に係る土地の所有者等</p> <p>二 前号の土地の所有者等の承諾を得て土地の形質変更を行い、又は行った者</p> <p>三 管理区域内の土地の所有者等</p> <p>四 管理区域内の土地において汚染の除去等の措置又は土地の形質変更を行い、又は行った者</p> <p>5 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>(公表)</p> <p>第百六条 (略)</p> <p>2 知事は、第八十一条の七又は第八十一条の二十八第三項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第七十七条、第百十条 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第百十一条 (略)</p> <p>2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて岸和田市、茨木市及び寝屋川市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p> <p>一、十八 (略)</p> <p>十九 第五十四条第四項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務(第九号から第十七号まで及び第二十一号に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>二十一、二十二 (略)</p>	<p>2 知事は、第三章第二節の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、第四十条の三第一項の規定による調査若しくは石綿排出等作業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定排出等工事の場所その他次に掲げる者の事務所等に立ち入り、当該調査若しくは石綿排出等作業の実施状況を検査させることができる。</p> <p>一 第四十条の三第一項に規定する建設工事を施工し、又は施工した者</p> <p>二 特定排出等工事を施工し、又は施工した者</p> <p>3 知事は、第五章第三節の規定の実施に必要な限度において、次に掲げる者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質変更の実施状況を検査させることができる。</p> <p>一 土壌汚染状況調査に係る土地の所有者等</p> <p>二 前号の土地の所有者等の承諾を得て土地の形質変更を行い、又は行った者</p> <p>三 管理区域内の土地の所有者等</p> <p>四 管理区域内の土地において汚染の除去等の措置又は土地の形質変更を行い、又は行った者</p> <p>4 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>(公表)</p> <p>第百六条 (略)</p> <p>2 知事は、第八十一条の七の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第七十七条、第百十条 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第百十一条 (略)</p> <p>2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であつて岸和田市、茨木市及び寝屋川市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p> <p>一、十八 (略)</p> <p>十九 第五十三条第三項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務(第九号から第十七号まで及び第二十一号に掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>二十一、二十二 (略)</p>

改正案	現行
<p>3 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第一号、第二号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十二号に掲げるものにあつては、ばい煙等を排出する工場の規制に係るものを除く。)であつて豊中市、吹田市、枚方市及び八尾市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 第一百五条第三項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 第七十七条の規定による要請に関する事務(ばい煙、揮発性有機化合物又は粉じんを排出し、又は飛散させる者に対するものに限る。)</p> <p>4 (略)</p> <p>第九章 罰則</p> <p>第一百十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>第一百十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第三十七条第四項、第三十九条の五第一項若しくは第二項、第四十条の九又は第四十条の十一の規定による命令に違反した者</p> <p>三 (略)</p> <p>四 第六十四条第二項、第六十八条、第八十条第二項又は第八十一条の二十八第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>2 (略)</p> <p>第一百十四条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十九条第一項の規定による届出(第十七条第四項に規定する一般粉じん(以下、「一般粉じん」という。)に係る届出施設に係る届出を除く。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二七 (略)</p> <p>八 第八十一条の十一第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>九 第九十九条の規定による命令に違反した者</p> <p>第一百五条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第三十九条の二又は第三十九条の三の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者</p> <p>二 第八十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>三 第九十四条第二項の規定による命令に違反した者</p>	<p>3 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務(第一号、第二号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十二号に掲げるものにあつては、ばい煙等を排出する工場の規制に係るものを除く。)であつて豊中市、吹田市、枚方市及び八尾市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 第一百五条第二項の報告の徴収及び同項の規定による立入検査に関する事務</p> <p>十一 (略)</p> <p>十二 第七十七条の規定による要請に関する事務(ばい煙又は粉じんを排出し、又は飛散させる者に対するものに限る。)</p> <p>4 (略)</p> <p>第八章 罰則</p> <p>第一百十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>第一百十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第三十七条第四項、第四十条の九又は第四十条の十一の規定による命令に違反した者</p> <p>三 (略)</p> <p>四 第六十四条第二項、第六十八条又は第八十条第二項の規定による命令に違反した者</p> <p>2 (略)</p> <p>第一百十四条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十九条第一項の規定による届出(第十七条第三項に規定する一般粉じん(以下、「一般粉じん」という。)に係る届出施設に係る届出を除く。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二七 (略)</p> <p>八 第九十九条の規定による命令に違反した者</p> <p>九 第八十一条の十一第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>第一百五条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第八十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第九十四条第二項の規定による命令に違反した者</p>

改正案	現行
<p>第百十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第八（略）</p> <p>九 第百五条第一項（第二号を除く。以下同じ。）、第三項若しくは第四項（第三号及び第四号に限る。以下同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項、第三項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第百十七条（略）</p> <p>第百十八条 第八十一条の二十四第二項、第八十一条の二十五第二項又は第八十一条の二十六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。</p>	<p>第百十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第八（略）</p> <p>九 第百五条第一項（第二号を除く。以下同じ。）、第二項若しくは第三項（第三号及び第四号に限る。以下同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項、第二項若しくは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第百十七条（略）</p>